♦ 目

0

0

# 愛 媛 県 報

発 行 **愛 媛 県** 

第1506号

印 刷 岡田印刷株式会社

## 平成15年11月4日火曜日 第1506号

告 示	
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の	
許可申請の概要	1145
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等	
の変更の許可申請の概要	1149
加入区の設定(養殖共済)	1150
漁業の免許	1150
地域森林計画案の公表	1150
地域森林計画の変更案の公表(4件)	1151
公有水面埋立免許	1151
道路の区域変更(県道久米垣生線)	1152
道路の区域変更(県道西条久万線)	1152
道路の供用開始( " )	1152
道路の区域変更(県道目黒松丸線)	1153
道路の供用開始( " )	1153
都市計画事業の認可	1153
公告	
ふぐ取扱者試験の施行	1153
雑報	
裁決手続開始の決定の公告	1154

次 ♦

# 告 示

# ○愛媛県告示第2061号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第 110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく 特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び保内町において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年11月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 西南開発株式会社 西宇和郡保内町宮内1の300番地1 代表取締役社長 高橋 忍
- 2 事業場の名称及び所在地 西南開発株式会社 西宇和郡保内町宮内1の300番地1
- 3 特定施設に関する事項
- (1) 高圧洗浄機No. 1

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令 第188号。以下「政令」という。)別 表第1第4号 ロ洗浄施設
特 定 施 設 の 能 力	1 分間当たり22リットル
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
特定施設の使用時間間隔	間 歇

特定施設の1日当たりの使 用時間		9 時間	<b></b>
特定施設の使 動の概要	用の季節的変	無し	,
特定施設か	水素イオン濃度(水素	通常	5 8~8 6
ら排出され	指数)	最大	5 8~8 6
る汚水等の	化学的酸素 要求量(単	通常	60
值	位 1リッ   トルにつき   ミリグラム)	最大	200
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに	通常	120
	つきミリグ ラム)	最大	250
	窒素含有量 (単位 1 リットルに	通常	15
	つきミリグ ラム)	最大	60
	りん含有量 (単位 1 リットルに	通常	3
	りゅドルに つきミリグ ラム)	最大	10
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常	2 6
		最大	3 0

## (2) 高圧洗浄機No. 2

特定施言	ひの種類	政令別表第1第2号 口洗浄施設
特定施息	ひの能力	1 分間当たり21 9リットル
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに
特定施設の係	使用時間間隔	間 歇
特定施設の1 用時間	日当たりの使	9 時間
特定施設の使 動の概要	用の季節的変	無し
特定施設か	水素イオン濃度(水素	通常 5.8~8.6
ら排出され	振伎(小系   指数)	最大 58~86
る汚水等の	化学的酸素	通常 60
汚染状態の     値	要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 60 最大 200
	 	通常 120
	ックールに つきミリグ ラム)	最大 250
	窒素含有量 (単位 1 リットルに	通常 15
	つきミリグ ラム)	最大 60
	りん含有量 (単位 1 リットルに	通常 3
	ラットルに つきミリグ ラム)	最大 10

汚水等の1日当たりの量	通常 0.2
(単位 立方メートル)	最大 0.4

# (3) 高圧洗浄機№.3

特定施記	设の種類	政令別表第1第2号 口洗浄施設
特定施訂	ひの能力	1 分間当たり21 9リットル
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに
特定施設の係	使用時間間隔	間歇
特定施設の1 用時間	日当たりの使	9 時間
特定施設の使 動の概要	用の季節的変	無し
特定施設から排出され	水素イオン濃度(水素	通常 5.8~8.6
	指数)	放入   3.8   8.8
る汚水等の 汚染状態の	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ	通常 60
値	トルにつき ミリグラム)	最大 200
	ア   ア   ア   ア   ア   ア   ア   ア   ア   ア	通常 120
	つきミリグ ラム)	最大 250
	室素含有量 (単位 1 リットルに	通常 15
	つきミリグ ラム)	最大 60
	りん含有量 (単位 1 リットルに	通常 3
	つきミリグ ラム)	最大 10
汚水等の1日当たりの量		通常 2.6
(単位 立方	ラメートル)	最大 33

# (4) 高圧洗浄機No. 4

特定施設	段 の 種 類	政令別表第1第18号の2 八洗浄施設
特定施設	みの能力	1 分間当たり60リットル
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに
特定施設の優	使用時間間隔	間 歇
特定施設の1日当たりの使 用時間		9 時間
特定施設の使用の季節的変 動の概要		無し
特定施設か	水素イオン 濃度(水素	通常 5.8~8.6
ら排出され	指数)	最大 5.8~8.6
る汚水等の	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ	通常 60
値	位 「リットルにつき ミリグラム)	最大 200
	浮遊物質量	通常 120
	リットルに つきミリグ ラム )	最大 250

室素自量 (リットルル (リット) (ラム)	通常 15 最大 60
りん含有量 (単位 1 リットルに つらム)	通常 3 最大 10
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 03 最大 06

# (5) **高圧洗浄機**No. **5**

特定施言	殳の種類	政令別表第1第18号の2 八洗浄施設
特定施言	ひの能力	1 分間当たり15リットル
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに
特定施設の値	吏用時間間隔	間歇
特定施設の 1 用時間	日当たりの使	9 時間
特定施設の使 動の概要	用の季節的変	無し
特定施設か	水素イオン	通常 58~86
ら排出され	濃度(水素 指数)	最大 58~86
る汚水等の	化学的酸素 要求量(単	通常 60
汚染状態の 値 値	位 1リットルにつき トルにつき ミリグラム)	最大 200
	浮遊物質量	通常 120
	(単位ルグ リットリグ ラム)	最大 250
	室素含有量 (単位 1	通常 15
	リットルに つきミリグ ラム)	最大 60
	りん含有量 (単位 1	通常 3
	リットルに つきミリグ ラム)	最大 10
汚水等の1日当たりの量		通常 03
(単位 立7	ラメートル )	最大 0.6

# (6) **高圧洗浄機**No. **6**

特定施設	の 種 類	政令別表第1第18号の2 八洗浄施設
特 定 施 設	の能力	1 分間当たり21 9リットル
工事の着手予定年月日		許可後直ちに
特定施設の使用時間間隔		間歇
特定施設の1日当たりの使 用時間		9 時間
特定施設の使用の季節的変 動の概要		無し
お排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 58~86 最大 58~86

	•		
化学的酸素 要求量(単	通常	60	
トルにつき	最大	200	
(単位 1	通常	120	
つきミリグ ラム)	最大	250	
窒素含有量 (単位 1	通常	15	
った。 つきミリグ ラム)	最大	60	
りん含有量 (単位 1	通常	3	
ラットルに つきミリグ ラム)	最大	10	
_			_
日当たりの量	通常	0 4	
ラメートル)	最大	0.9	
	要位トミ 浮(リつラ 窒(リつラ り(リつラ 背 ルリ 遊単ッきム 素単ッきム ん単ッきム た しりつう 質 ルリ 有 ルリ 有 ルリ の の	要位トミア(リつララ 室(リフラ り(リつラ 質 ルリ 有 ルリ カールリ 有 ルリ カールリ カールリ カールリカー カール カール カール カール カール カール カール カール カール カ	要位 トミッ は で で で で で で で で で で で で で で で で で で

# (7) **高圧洗浄機**No. **7**

( ) 1–3,22,7	0.13 1/20-10-1	
特定施設	段の種類	政令別表第1第18号の2 八洗浄施設
特定施設	段の能力	1 分間当たり12 5リットル
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに
特定施設の個	使用時間間隔	間 歇
特定施設の1 用時間	日当たりの使	9 時間
特定施設の使 動の概要	用の季節的変	無し
特定施設か ら排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 58~86 最大 58~86
る汚水等の 汚染状態の 値	化学 要 位 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	通常 60 最大 200
	浮遊物 (リッピー リッション ラム)	通常 120 最大 250
	室素付 含有 量 (リット リッき ラム ラム	通常 15 最大 60
	りん ( 単位 リッき ラム )	通常 3 最大 10
汚水等の1E (単位 立方		通常 0.1 最大 0.9

# (8) **高圧洗浄機**No. 8

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第18号の2 八洗浄施設
特 定 施 設 の 能 力	1 分間当たり23 3リットル
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
特定施設の使用時間間隔	間 歇

特定施設の1 用時間	日当たりの使	9 時間	<b>5</b>
特定施設の使 動の概要	用の季節的変	無し	J
特定施設から排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)		5 8~8 6 5 8~8 6
る汚水等の 汚染状態の 値	化学 要が 位 位 り し い に つ り き り り り り り り り り り り り り り り り り り	通常最大	60 200
	浮遊物質量 (単小トリンション (リッション (アンション (アンション)	通常最大	120 250
	室 (リッき (リッき) (アンション (アン) (アン) (アン) (アン) (アン) (アン) (アン) (アン	通常最大	15 60
	りん含有量 (単位 ルッション (サッション (サッション (サッション)	通常最大	3 10
	日当たりの量	通常最大	

# (9) ニーダー

特定施言	殳 の 種 類	政令別表第1第4号 二湯煮施設
特定施言	殳の能力	容量600リットル×2基
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに
特定施設の個	使用時間間隔	間歇
特定施設の 1 用時間	日当たりの使	9 時間
特定施設の使 動の概要	用の季節的変	無し
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水震度数大変位大水度数学大水大変位大変大変位大変	通常 5 8~8 6 最大 5 8~8 6 通常 18 最大 60
	(単位 リットリグ ラム)	最大 150
	室素合有量 (単位 1 リットリ つき ラム)	通常 2 最大 25
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)		通常 0.5 最大 3
	日当たりの量	通常 1.0 最大 1.2

# (10) タコ洗浄機

特定施設の種類       政令別表第1第18号の2 八洗浄施設         特定施設の使用時間間隔			
工事の着手予定年月日 許可後直ちに 特定施設の使用時間間隔 間 歇 9時間 特定施設の 1 日当たりの使用時間 9時間 特定施設の使用の季節的変 無 し 通常 5 8~8 6 最大 5 8~8 6 由大 5 8~8	特定施設	设の種類	政令別表第1第18号の2 八洗浄施設
特定施設の使用時間間隔 間 歇 9時間	特定施設	みの能力	1 回当たり300キログラム×4基
特定施設の使用の季節的変 動の概要 無 し	工事の着手	予定年月日	許可後直ちに
用時間 特定施設の使用の季節的変 無 し 特定施設か	特定施設の優	使用時間間隔	間歇
サンス		日当たりの使	9 時間
海皮(水素 指数)     最大 5.8~8.6       活染状態の 値     化学財産 (位 1 リットルに フラム)       運業位 リットルリグラム)     通常 260 最大 420       運搬 260 最大 550 最大 550 最大 550 最大 150 最大 150 最大 150       運業位 リットルリグラム)     通常 100 最大 150       型流 260 最大 550     最大 550       基本位 リットルリグラム)     通常 100 最大 150       リん含有量 (リットリグラム)     通常 1 最大 5       アが等の1日当たりの量     通常 0 3		用の季節的変	無し
5排出される汚水等の     最大 58~86       大学的酸素要位 1 リットルグラム)     通常 260       運遊物質量 (単位 1 リットルグラム)     通常 150       変変有量 (リットルグラム)     最大 550       室素位 1 リッきミ)     通常 100       ラム)     最大 150       リの含面 1 リットルグラム)     通常 1 100       リルグラム)     通常 1 100       最大 550     最大 550       ラム)     通常 1 100       ラム)     通常 1 100       ラム)     通常 1 1 100       ラム)     通常 5 50       汚水等の1日当たりの量 通常 0 3     通常 0 3	特定施設か		通常 5.8~8.6
<ul> <li>できる。</li> <li>できる。</li> <li>でする。</li> <li>でする。</li> <li>でする。</li> <li>でする。</li> <li>でする。</li> <li>できる。</li> <li>できる。</li> <li>できる。</li> <li>できる。</li> <li>できる。</li> <li>できる。</li> <li>できまり。</li> <li>できまり。</li> <li>できまり。</li> <li>できまり。</li> <li>できまり。</li> <li>できまり。</li> <li>では、または、</li> <li>では、または、</li> <li>では、</li> <li>では、<td>ら排出され</td><td></td><td>最大 5.8~8.6</td></li></ul>	ら排出され		最大 5.8~8.6
位 1 リットルにつき 最大 420 また			通告 260
ミリクラム	1011111111	位 1 リッ	
(単位 1 リットルグラム) 窒素含有量 (単位 1 リットルグラム) 豆ム) 豆ム(単位 1 リットリグラム) 豆ム(単位 1 リットラム) ロリットリグラム ラム(単位 1 リットミリグラム) ラム(単位) ラム(リットミリグラム) ラム(リットミリグラム) ラム(リットミリグラム) ラム(リットミリグラム) ラム(リットミリグラム) ラム(リットミリグラム) ラム(リットミリグラム) ラム(リットミリグラム) ラム(リットミリグラム) ラム(リットミリグラム) ラム(リットミリグラム)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ミリクフム)	427
ラム)       窒素含有量 (単位 1 リットルに ラム)     通常 100 最大 150       リん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)     通常 1 最大 5       汚水等の1日当たりの量     通常 0 3		(単位 1	通常 150
(単位 1 リットルに つきミリグ ラム) リル含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ 最大 150 通常 1 リットルに つきミリグ ラム) 汚水等の1日当たりの量 通常 03			最大 550
つきミリグ ラム) りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム) 汚水等の1日当たりの量 通常 03		(単位 1	通常 100
(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)     通常 1 リットルに つきミリグ 最大 5        汚水等の1日当たりの量 通常 03		つきミリグ	最大 150
つきミリグ   最大 5   ラム )   汚水等の1日当たりの量   通常 03	(単位 1		
		つきミリグ	最大 5
(単位 立方メートル) 最大 0.6	   汚水等の1E	当たりの量	通常 03
	(単位 立方	ラメートル)	最大 0.6

# (11) 熱湯槽

特定施言	殳の種類	政令別表第1第18号の2 口湯煮施設
特定施言	殳の能力	容量980リットル
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに
特定施設の値	使用時間間隔	間 歇
特定施設の1 用時間	日当たりの使	9 時間
特定施設の使 動の概要	用の季節的変	無し
特定施設から排出される汚水等の	水素イオン 濃度(水素 指数) 化学的酸素	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
汚染状態の 値	ルチャット 一要求量(リットルにつき) マックラム)	通常 60 最大 100
	浮遊物質量 (リッきー) フさー) ラム)	通常 100 最大 200
	室素単 (リッき) (リッき) (リッき)	通常 5 最大 20

りん含有量 (単の り り り り り り り り り り り り う り り う り う り	通常 0.5 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1.0 最大 1.1

# 4 汚水等の処理施設に関する事項

# (1) 凝集加圧浮上(既設)

処理施言	殳の種類	物理処理		
処理施言	设の型式	凝集加圧浮上 + パームチャット		
処理施言	殳 の 構 造	鋼鉄製		
処理施設の	D主要寸法	縦 13メートル 横 高さ 1 6メートル	4メートル	
処理施言	殳 の 能 力	1 時間当たり180立	方メートル	
汚水等の気	処理の方式	物理処理		
処理施設の個	使用時間間隔	連続		
処理施設の 1 用時間	日当たりの使	9 時間		
処理施設の使 動の概要	用の季節的変	無し		
処理施設に	項 目	処 理 前	処 理 後	
よる処理前 及び処理後 の汚水等の	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	
汚染状態の 値	化 要 が 量 り 量 り し い に り こ り こ り こ り こ り こ り こ り こ り こ り こ り	通常 330 最大 450	通常 84 最大 109	
	浮遊物質量 (リッき) リッき) ラム	通常 480 最大 650	通常 127 最大 169	
室素含有量 (単位 1 リットミリグ ラム)		通常 25 最大 40	通常 25 最大 40	
	りん有量 (単位 1 リットリン つきこ) ラム)	通常 4 最大 10	通常 3 最大 6	
	日当たりの量	通常 0 最大 1,010	通常 0 最大 1,010	

# (2) 膜分離槽(新設)

	処	理	施	設	の	種	類	物理処理 + 生物処理
	処	理	施	設	Ø	型	式	凝集加圧浮上 + 膜分離活性汚泥
Ī	処	理	施	設	の	構	造	コンクリート製

処理施設の	D主要寸法	調整槽 縦 12 3メートル 高さ 6 メートル 膜分離槽 縦 11 2メートル 高さ 4 95メートル	横 10 <i>.7</i> 5メートル	
処理施 記	殳の 能力	1日当たり1,000立	ヹゟメートル	
汚水等の処	処理の方式	物理処理 + 生物処理		
処理施設の値	使用時間間隔	連続		
処理施設の1 用時間	日当たりの使	9 時間		
処理施設の使 動の概要	用の季節的変	無し		
処理施設に	項目	処理前	処 理 後	
よる処理前 及び処理後 の汚水等の	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 58~86 最大 58~86	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	
汚染状態の値	化学 学量 で が が が が が が が が が が が が が	通常 330 最大 450	通常 35 最大 45	
	浮遊物位 リッき リッき) ラム)	通常 480 最大 650	通常 5 最大 10	
	全室(リッき) (マラム) (マラム) (マラム)	通常 25 最大 40	通常 15 最大 25	
	り ( り ( り ( り ( り ( り ( り ( り ( り ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	通常 4 最大 10	通常 3 最大 6	
'	日当たりの量 ウメートル )	通常 1,000 最大 1,010	通常 1,000 最大 1,010	

備考:通常時は新設分のみを使用し、最大時のみ既設分を併用

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び 最大の値並びに汚水等の1日当たりの量 No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)		5 8~8 6 5 8~8 6
	化学的酸素 要が量(リットルにつき ミリグラム)	通常最大	
	浮遊物質量 (単位 1 リッきミリ ラム)	通常最大	
	室有量 含件 1 リットリン ラム)	通常最大	
	りん有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	

汚水等の1日当たりの量 通常 2,370 (単位 立方メートル) 最大 3,500

備考:この他に雨水排水口が1つある。

## ○愛媛県告示第2062号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第 110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく 特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に 規定する書面は、愛媛県庁及び保内町において告示の日から 3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年11月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 西南開発株式会社 西宇和郡保内町宮内1の300番地1 代表取締役社長 高橋 忍
- 2 事業場の名称及び所在地 西南開発株式会社 西宇和郡保内町宮内1の300番地1
- 3 特定施設の種類 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第 1第2号ロ、第3号ロ、ホ、第4号ロ、二及び第18号の2 ロ、ハ
- 4 変更しようとする事項の内容 汚水等の処理の方法等の変更
- 5 汚水等の処理施設に関する事項
- (1) 既設分

	变,更	<b>퇸</b> 前	变,更	更 後
処理施設の能力	1 時間当 立方メー 基		1時間当 立方メー	たり180 トル
	処理前	処理後	処理前	処理後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1 ,000 最大 1 ,100	通常 1 ,000 最大 1 ,100	通常 0 最大 1 ,100	通常 0 最大 1 ,100

# (2) 新設分

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	平成16年 3 月31日
使用開始の予定年月日	平成16年4月1日
処理施設の種類	物理処理 + 生物処理
処理施設の型式	凝集加圧浮上 + 膜分離活性汚泥
処理施設の構造	コンクリート製
処理施設の主要寸法	調整槽 縦 12 3メートル 横 5 5メートル 高さ 6 メートル 膜分離槽 縦 11 2メートル 横 10 75メートル 高さ 4 95メートル

処 理 施 討	みの能力	1日	当たり1,000立	方メー	トル					
汚水等の処	型理の方式	物理处	见理 + 生物処 <sup>ឆ</sup>	<b>T</b>						
処理施設の優	使用時間間隔	連ん	連続							
処理施設の1 用時間	日当たりの使	9 時間								
処理施設の使 動の概要	用の季節的変	無し	無し							
処理施設に	項 目	処	理前	処	理後					
よる処理前及び処理後	水素イオン濃度(水素	通常	5 8~8 6	通常	5 8~8 6					
の汚水等の	指数)	最大	5 8~8 6	最大	5.8~8.6					
汚染状態の値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ	通常	330	通常	35					
	位 「りゅ トルにつき ミリグラム)	最大	450	最大	45					
	浮遊物質量 (単位 1	通常	480	通常	5					
	リットルに つきミリグ ラム)	最大	650	最大	10					
	窒素含有量 (単位 1 リットルに	通常	25	通常	15					
	つきミリグ ラム)	最大	40	最大	25					
	りん含有量 (単位 1 リットルに	通常	4	通常	3					
	リットルに つきミリグ ラム)	最大	10	最大	6					
汚水等の1日	当たりの量	通常	1 ,000	通常	1 ,000					
(単位 立方	5メートル)	最大	1 010	最大	1 ,010					

備考:通常時は新設分のみを使用し、最大時のみ既設分を併用

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び 最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚	項	目	処	理	前	処	理	後	
染状態の値	水素~濃度(指数)	イオン (水素 )		5 8 ~			5 8 ~		

	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ	通常	47 .0	通常	35
	トルにつき ミリグラム)	最大	61 2	最大	50
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに	通常	71 .1	通常	10
	うきミリグ ラム)	最大	95 .0	最大	90
	窒素含有量 (単位 1 リットルに	通常	30	通常	15
	った。 つきミリグ ラム)	最大	35	最大	28
	りん含有量 (単位 1 リットルに	通常	3	通常	3
	ったールに つきミリグ ラム)	最大	6	最大	6
汚水等の1日	日当たりの量	通常	3 ,300	通常	2 ,370
(単位 立方	ラメートル)	最大	3 500	最大	3 ,500

#### ○愛媛県告示第2063号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第118条第3項 の規定により、一定の水域を次のように定める。

平成15年11月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式3年魚かんぱち養殖業、小割り式2年魚かんぱち養殖業、小割り式3年魚かんぱち養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚しまあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業

加入区の名称	X	域
宇和海第 204 加入区	宇特区第 382 号漁業権	漁場の区域

## ○愛媛県告示第2064号

漁業法(昭和24年法律第 267 号)第10条の規定に基づき平成15年11月 1 日次のように区画漁業を免許した。 平成15年11月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

免許番号	漁	業	権	者	Ø	住	所	及	び	氏	名	免 許 の 内 容	漁業権の存続期間
宇特区第382号	南宇和				成1057 協同組							平成15年7月25日愛媛県 告示第1535号のとおり	平成15年11月 1 日から 平成16年 3 月31日まで

#### ○愛媛県告示第2065号

森林法の一部を改正する法律(平成15年法律第53号)附則 第3条第2項の規定によりその例によることとされる同法に よる改正後の森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項 の規定に基づき、中予山岳地域森林計画を立てたいので、同 法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を松山 地方局産業経済部久万林業課において告示の日から30日間公 衆の縦覧に供する。

平成15年11月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## ○愛媛県告示第2066号

森林法の一部を改正する法律(平成15年法律第53号)附則第3条第1項の規定に基づき、東予地域森林計画を変更したいので、同項の規定によりその例によることとされる同法による改正後の森林法(昭和26年法律第249号)第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を西条地方局産業経済部林業課、伊予三島林業課及び丹原林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成15年11月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### ○愛媛県告示第2067号

森林法の一部を改正する法律(平成15年法律第53号)附則第3条第1項の規定に基づき、今治松山地域森林計画を変更したいので、同項の規定によりその例によることとされる同法による改正後の森林法(昭和26年法律第249号)第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を今治地方局産業経済部林業課及び松山地方局産業経済部林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成15年11月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## ○愛媛県告示第2068号

森林法の一部を改正する法律(平成15年法律第53号)附則第3条第1項及び森林法施行令(昭和26年政令第276号)附則第14項の規定に基づき、肱川地域森林計画を変更したいので、同法附則第3条第1項の規定によりその例によることとされる同法による改正後の森林法(昭和26年法律第249号)第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を八幡浜地方局産業経済部林業課、大洲林業課及び宇和林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成15年11月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### ○愛媛県告示第2069号

森林法の一部を改正する法律(平成15年法律第53号)附則第3条第1項の規定に基づき、南予地域森林計画を変更したいので、同項の規定によりその例によることとされる同法による改正後の森林法(昭和26年法律第249号)第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を宇和島地方局産業経済部林業課及び御荘林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成15年11月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# ○愛媛県告示第2070号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号)第2条第1項の規 定により、次のように埋立てを免許した。

平成15年11月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては、その代表者の氏名及び住所 中島町

温泉郡中島町大字大浦1626番地

代表者 町長 武田満幸

温泉郡中島町大字大浦1776番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 埋立区域

#### ア 位置

温泉郡中島町大字饒甲 220 番 2 から同甲 964 番までの地先公有水面

## イ 区域

次の1点と2点を結ぶ平成13年2月28日付け愛媛県指令港第44号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との接する線(C.D.L+355メートルにより決定)、2点から17点までを順次直線で結んだ線並びに17点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L+355メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(温泉郡中島町大字饒甲 213 番地先の堤内の金属鋲)は、北緯33度59分09秒、東経 132 度36分22秒の地点

1点は、基点から真北21度07分36秒 92 28 メートル の地点

2 点は、1 点から真北 290 度38分34秒9 29メートル の地占

3 点は、2 点から真北20度38分34秒5 80メートルの 地点

4点は、3点から真北110度38分34秒053メートルの地点

5 点は、4 点から真北20度38分34秒 30 .90 メートル の地点

6 点は、5 点から真北 110 度38分34秒0 .05メートル の地点

7点は、6点から真北20度38分34秒0 50メートルの 地点

8 点は、7 点から真北 110 度38分34秒0 22メートル の地点

9点は、8点から真北20度38分34秒4,00メートルの 地点

10点は、9点から真北290度38分34秒022メートルの地点

11点は、10点から真北20度38分34秒 20 90 メートル の地点

12点は、11点から真北 290 度38分34秒0 58メートル の地点

13点は、12点から真北20度38分34秒7 20メートルの 地点

14点は、13点から真北 110 度38分34秒0 80メートル の地点

15点は、14点から真北20度38分34秒4 .00メートルの地点

16点は、15点から真北 290 度38分34秒0 80メートル の地点 17点は、16点から真北20度38分34秒2 34メートルの 地点

ウ面積

859 32平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア位置

温泉郡中島町大字饒甲 220 番 2 から同甲 966 番 1 までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の1点から13点までを順次直線で結んだ線及び13 点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(温泉郡中島町大字饒甲 213 番地先の堤内の金属鋲)は、北緯33度59分09秒、東経 132 度36分22秒の地点

1 点は、基点から真北25度36分10秒 82 33 メートル の地点

2 点は、1 点から真北 290 度38分34秒 62 .70 メート ルの地点

3 点は、2 点から真北11度17分31秒 35 22 メートル の地点

4点は、3点から真北4度55分53秒2932メートルの地占

5 点は、4 点から真北96度08分50秒 27 36 メートル の地点 6 点は、5 点から真北33度26分39秒 12 .95 メートル の地点

7点は、6点から真北89度30分56秒 13.05 メートル の地点

8 点は、7 点から真北 103 度23分33秒 33 .85 メート ルの地点

9 点は、8 点から真北 185 度01分39秒 24 .67 メート ルの地点

10点は、9点から真北204度04分08秒33.74メートルの地点

11点は、10点から真北 291 度41分54秒5 38メートル の地点

12点は、11点から真北 201 度42分01秒 14 .16 メートルの地点

13点は、12点から真北 195 度04分28秒 10 .71 メートルの地点

ウ面積

5,777 54平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地 約 840平方メートル 水路用地 約 20平方メートル

4 埋立免許年月日 平成15年10月27日

## ○愛媛県告示第2071号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。 平成15年11月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路(	の種類	路	線	名	区	間	旧・新 別	敷幅	地	の員	延	長	備	考
県	道	<i>h</i>	米垣生	4白	松山市越智町309番12から		旧	メート 24:	·ル 5~4	5 .0	- 人口キ 0 .01	・トル 8		
- 朱	<b>냳</b>		.不坦土	. 於承	同町290番4まで		新	21 .	5 ~ 4	5 .0	0 .01	8		

# ○愛媛県告示第2072号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年11月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の	)種類	路	線	名	区	間	旧・新 別	敷幅	地 の 員	延長	備考
県	道	#	条久万	4白	上浮穴郡美川村七鳥1847番 1	地先から	旧	メート		キロメートル 0 .128	
<del>「</del>		Ц	<del>示</del> 入刀	<b>松水</b>	同村七鳥1810番まで		新	9 5	~ 19 .0	0 .106	

#### ○愛媛県告示第2073号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年11月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	西	条久万	線	上浮穴郡美		347番 1 地先	から				平成15年11月4日

#### ○愛媛県告示第2074号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年11月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道	路の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷幅	地	の員	延長	備	考
県	道		松丸	伯	北宇和郡松野町大字富岡2717番3	3から	旧	メート 5 <i>f</i>	·ル 4~:	7 .1	キロメートル 0.135		
	追	日赤	፥ <i>የ</i> ፊ ኦሪ <i>፥</i>	<b>泳</b>	同大字2715番 1 地先まで		新	8 9	9 ~ 17	7 2	0 .135		

## ○愛媛県告示第2075号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年11月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	目	黒松丸	線	北宇和郡松			地先から				平成15年11月4日

## ○愛媛県告示第2076号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第2項の規定 による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。 平成15年11月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画事業の種類及び名称川之江都市計画道路事業及び伊予三島都市計画道路事業3・3・2 川東村松線
- 2 施行者の名称愛媛県

- 3 事務所の所在地 松山市一番町四丁目4番地2
- 4 事業地の所在
- (1) 収用の部分

川之江市妻鳥町字江ノ西、字亀屋敷、字穴後、字下砂 古田及び字庄境並びに伊予三島市村松町字柳田縄及び字 日吉縄地内

(2) 使用の部分 なし

公	吉	

## 〇公 告

## ふぐ取扱者試験の施行について

愛媛県ふぐ取扱者条例(昭和27年愛媛県条例第63号)第4条の規定による平成15年度ふぐ取扱者試験を次のとおり施行する

平成15年11月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験の日時及び場所

試	験	別	日 時	ŧ	持	曼	所
学	科 試	験	平成16年2月10日(火)午後	1 時30分	松山市一番町四愛 媛	9丁目 4 番地 2 県 庁	2
実	地 試	験	平成16年3月12日(金)午前	10時	松山市旭町107 愛媛調理製第		

## 2 受験願書の提出期間

平成16年1月5日(月)から9日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする

0

## 4 試験科目

試験は、次に掲げる科目について学科試験を行い、学科試験の合格者について実地試験を行う。

- (1) 衛生法規
- (2) 食品衛生学
- (3) 魚類学
- 5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

## ○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法(昭和26年法律第 219 号)第45条の 2 の規定により、平成15年10月22日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成15年11月4日

愛媛県収用委員会 会長 矢 野 隆 三

1 起業者の名称

愛媛県

2 事業の種類

県道宇和野村線改築工事(愛媛県東宇和郡宇和町大字卯之町地内)並びにこれに伴う国道及び町道交差点改良工事並びに これらに伴う附帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

Un /+ r		不	動	産	(	土 坩	t )	の表	示等		Life			+,	所有権	以外の	88 15	
収用使用					地	目	面		積	#	地	所	有	者	権利(		関係	^
の区分	所	所 在	地	番	公 簿	現 況	公簿	実測	収用及び使用しよう とする土地の実測(m)	住	所		氏	名	受付年月日受付番号	種 類	住所氏	名
収 用	禾	愛媛県東 学和郡宇 叩大字 叩之町四 「目	517	番1	宅地	宅地	2 ,167 .63	2 ,191 .11	2 .62	町大:	字下松乳	不明 媛県亨 葉140	東宇和郡 番地39	『宇和	昭和61年	相抵出接	世ポム汁	市南  地 伊予
使用	禾   「J	愛媛県東 宇和郡宇 和町大字 51 卯之町四 丁目		番1	宅地	宅地	2 ,167 .63	2 ,191 .11	0 .11	兵頭 又大 大 池 地	健造、愛媛! 卯之町! 明之博	果東守 四丁目	字和郡宇 目367番:	≅和町	12月 6 日 第5518号	根抵当権	銀行代表取締役 麻生 俊介	•